

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

岡労発基 0413 第7号
令和3年4月13日

関係団体 各位

岡山労働局長



「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」
の一部改正について

平素より労働行政施策の推進につきまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する際の要件については、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成9年3月31日付け基発第214号。以下「平成9年通達」という。）において示されています。

今般、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することへのニーズが高まっていることを踏まえ、「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」（令和3年3月31日付け基発0331第4号）が発出されたところで、これに伴い平成9年通達の一部が別添の新旧対照表のとおり改正されたところです。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等への周知に特段の御配慮を賜りますよう御協力をお願いします。



基発 0331 第 5 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」
の一部改正について

専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する際の要件については、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成 9 年 3 月 31 日付け基発第 214 号。以下「平成 9 年通達」という。）において示してきたところである。

今般、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することへのニーズが高まっていることを踏まえ、「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」（令和 3 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 4 号）を発出したところであり、これに伴い平成 9 年通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、周知に遺漏なきを期されたい。

○「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成9年3月31日付け基発第214号）

改正後	改正前
基 発 第 214 号 平成9年3月31日 <u>一部改正</u> 基 発 0331 第 5 号 令和3年3月31日 専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて 産業医の選任義務のある事業場における産業保健活動を推進するに当たっては、産業医を中心とした活動が必要不可欠であるが、特に、構内下請事業場等においては、労働態様の類似性等を勘案すると、元請事業場等における事業者等の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もある。 具体的には、元請事業場等に選任されている専属の産業医（以下「専属産業医」という。）が、当該元請事業場等の下請事業場等のうち、産業医の選任を要する事業場（専属産業医の選任を要する事業場を除く。以下「非専属事業場」という。）の産業医を兼務し、当該専属産業医を中心に産業保健活動を行うことにより、非専属事業場の産業保健活動の活性化を期待できる場合もある。 このようなことから、今般、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、非専属事業場の産業医	基 発 第 214 号 平成9年3月31日 専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて 産業医の選任義務のある事業場における産業保健活動を推進するに当たっては、産業医を中心とした活動が必要不可欠であるが、特に、構内下請事業場等においては、労働態様の類似性等を勘案すると、元請事業場の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もある。 具体的には、元請事業場等に選任されている専属の産業医（以下「専属産業医」という。）が、当該元請事業場の下請事業場等のうち、産業医の選任を要する事業場（専属産業医の選任を要する事業場を除く。以下「非専属事業場」という。）の産業医を兼務し、当該専属産業医を中心に産業保健活動を行うことにより、非専属事業場の産業保健活動の活性化を期待できる場合もある。 このようなことから、今般、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、非専属事業場の産業医

を兼ねても差し支えない場合の要件を下記のとおり定めたので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

専属産業医が非専属事業場の産業医を兼務することができる場合は、以下のすべての要件に該当するものとする。

- 1 専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが、[1] 労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること、[2] 労働の態様が類似していること等一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。
- 2 専属産業医が兼務する事業場の数、対象労働者数については、専属産業医としての趣旨及び非専属事業場への訪問頻度や事業場間の移動に必要な時間を踏まえ、その職務の遂行に支障を生じない範囲内とし、衛生委員会等で調査審議を行うこと。

なお、非専属事業場への訪問頻度として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第15条に基づき、少なくとも毎月1回（同条で定める条件を満たす場合は少なくとも2月に1回）、産業医が定期巡視を実地で実施する必要があることに留意すること。

を兼ねても差し支えない場合の要件を下記のとおり定めたので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

専属産業医が非専属事業場の産業医を兼務することができる場合は、以下のすべての要件に該当するものとする。

- 1 専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが、[1] 地理的関係が密接であること、[2] 労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること、[3] 労働の態様が類似していること等、一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。
- 2 専属産業医が兼務する事業場の数、対象労働者数については、専属産業医としての趣旨を踏まえ、その職務の遂行に支障を生じない範囲内とすること。

3 対象労働者の総数については、労働安全衛生規則第13条第1項第4号の規定に準じ、3千人を超えてはならないこと。

3 対象労働者の総数については、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の規定に準じ、3千人を超えてはならないこと。